

上越市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月17日

上越市長 小 菅 淳 一

### 上越市規則第13号

上越市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

上越市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年上越市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第5条第20項」を「第5条第21項」に、「同条第21項」を「同条第22項」に改める。

第27条中「第43条の5第6項」を「第47条第6項」に改める。

第28号様式中「第43条の5第1項」を「第47条第1項」に改める。

第28号様式の2中「第43条の5第6項」を「第47条第6項」に改める。

第29号様式中「第43条の5第1項」を「第47条第1項」に改める。

第29号様式の2中「第43条の5第6項」を「第47条第6項」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に交付され、又は保有している改正前の上越市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則に規定する様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の上越市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則に規定する様式の相当する様式として使用することができる。